

「ビジネスと人権」に関する行動計画の原案に対する意見

「行動計画の基本的な考え方」として、「(3) 企業に対して、『ビジネスと人権』に係るより一層の取組を促すためには、社会全体としての人権に関する理解促進・意識向上も必要である。このため、政府は、従来から行われている人権教育、人権啓発の取組を継続していく」とある。また、「2. 分野別行動計画」における「(2) 人権を保護する国家の義務に関する取組」「エ. 人権教育・啓発」では、「企業の行動を促す上では、さらに、広く社会に「ビジネスと人権」に対する理解を定着させることも重要であり、その点につき、市民社会や法曹界等が重要な役割を果たしてきている」とある。

企業に対して、「ビジネスと人権」に係るより一層の取組を促すために社会全体としての人権に関する理解促進・意識向上も必要であるが、そのことにとどまらず、人々の人権を擁護する「ソーシャルワーク」の視点や考え方を取り入れるとともに、人権の侵害を防止し、企業活動が関連する人権への負の影響に対する対応として、「ソーシャルワーク」を定着させることが重要である。そこで是非とも「エ. 人権教育・啓発」の具体的な措置の一つとして、「ソーシャルワーク」の視点や考え方の普及を追加していただきたい。また、「ソーシャルワーク」の理解の定着に向けては、ソーシャルワーク専門職の役割がその役割を果たすことが可能であることから、あわせて追加していただきたい。

・理由

私たち公益社団法人日本社会福祉士会が加盟する、国際ソーシャルワーカー連盟は、ソーシャルワークの世界的・専門的な団体であり、世界で120以上の専門ソーシャルワーク協会で構成されている。

その「ソーシャルワークの世界定義（ソーシャルワークのグローバル定義）」においては、「ソーシャルワークの大原則は、人間の内在的価値と尊厳の尊重、危害を加えないこと、多様性の尊重、人権と社会正義の支持である」として明示している。ソーシャルワークの主な焦点は、あらゆるレベルにおいて人々の権利を主張すること、および、人々が互いのウェルビーイングに責任をもち、人と人、そして人々と環境の間の相互依存を認識し尊重するように促すことにある。

国際社会において、ソーシャルワークは定着し、社会的な認知を得ているところである。「ビジネスと人権」を考える上で、世界共通の定義をもつ、ソーシャルワークの考え方を取り入れ、定着を図ることが、「ビジネスと人権」において必要であるため。